令和4年度 北河原地区 市民と市長のタウンミーティング

<開催概要>

- 1. 日時 令和4年7月7日(木曜日) 午後6時30分~午後7時40分
- 2. 場所 北河原公民館ホール
- 3. 自治会出席者 12人
- 4. 市側出席者 市長、副市長、総合政策部長、教育部長

<要望等回答一覧>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回答
1-1	【北河原小学校の跡地について】 転売することが確定したと聞いた。 地域の避難所になっているが、どうな るのか。運動場は今後も使えるのか。 具体的な会社名も聞いている。	財産管理課(総合政策部長)	転売の話はございません。 これから、民間の事業者に活用方法について聞いていく作業を行います。そのために 支援をしていただくコンサルティング事業者を先日、内定いたしました。併せて、地域 の方々との意見交換会を行う予定であり、それに先立ってアンケート調査を今月中に行 う予定です。 また、現在避難所として使用しておりますので、民間事業者の活用条件として避難所 として継続使用をしながら活用方法を考えていくようにいたします。グラウンドにつき ましても民間の提案を見て考えていきたいと思っております。使い先が決まるまでは、 いままでどおりお使いいただければと思います。その先については、民間事業者と地域 の方々から話を伺いながら考えていきたいと思います。
		財産管理課 (市長)	まだ、全く何も決まっておりません。転売の話はありません。

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回答
1-2	地域のコミュニケーションとしてグランドなど体協が使っている。仮に売却するとなると、そのことはどう考えるのか。 1年目に地域と相談をするという約束を市はしていたはずである。 相談もなく転売の噂が流れるということはいかがなものか。	財産管理課(総合政策部長)	噂の件については、困惑しているところです。地域のご意見を今年度に必ず聞いて進めてまいります。転売という話になったとしても避難所としての利用は継続する方針です。現在、学校跡地利活用の基本方針についてはすでに策定しており、市ホームページにも掲載しております。
1-3	北河原小学校は地区の一番の関心ごとである。あらかじめ市は小学校の廃校を決めているわけだから、並行して何らかの思惑があるばすである。今まで何も考えずに放っておいて、地元に委ねるのは無責任すぎる。市としての何らかの基本的な考え方を提案すべきである。	財産管理課(総合政策部長)	昨年の7月に廃校が正式に決定しましたが、それまでは、様々なご意見がございましたので、廃校ありきの議論を進めるべきではないというところもありました。 決定後にまず、公共施設として使用可能性について庁内で聞き取りをしましたが、無いという結果になりました。その後いくつかの民間事業者に話を聞きましたが、市街化調整区域で用途に制限があるため、より多くの民間事業者に話を聞かないと使用用途が出てこないという判断をいたしました。その前段として、民間事業者に色々話を聞いて活用用途を決めていくという基本方針の策定を昨年度に進め、今策定を終えて、その方針に則って、これから民間事業者の話を聞いていくところでございます。 今後、スピーディに民間事業者と同時に地域の皆様にも話を聞いて進めてまいりたいと思いますのでご理解賜りますようお願いいたします。

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回答
2-1	【スクールバスについて】 現在防犯の役員であり小学生の見守りをやっている。里前・酒巻地区はスクールバスで送迎があり、公民館近くの立野地区は徒歩通学である。南河原小学校が反対していると聞いた。公民館の脇の道路を通って南河原小に向かうので公民館の近くに子供を集めれば乗れる。バスは立野・天袋地区を通って学校にいくのに、なぜ乗せられないのか。	教育総務課 (教育部長)	スクールバスに乗れる子供につきましては条件があり、通学距離が南河原小から概ね2 キロメートルを超える子供が対象となっております。そういった中で、皆様に納得して いただいてスクールバスを現在運行しているところでございます。2キロメートルの基準 をご理解いただければと存じます。 なお、南河原小が反対しているということは全くこざいません。 基準は教育委員会で決めたものでございます。他のスクールバスの運行も同じ基準で 行っております。
	子供の安心安全を考えるのであれば、 バスの座席が空いていて、目の前を通っ ていくのになぜ乗せないのか。杓子定規 すぎる。バスに乗せたほうが安全であ る。	教育総務課 (教育部長)	他の学校との関係もありますので、2キロメートルの基準を曲げることは難しいと思いますのでご理解いただきたいと思います。
2-2	2キロメートルの基準は距離的な基準であり、集団で登下校できる地域であれば問題ないと思う。この地域は通学班が組織できず、低学年だけで1~2人で歩いていく。距離だけの基準に固執するのは今の時代にそぐわない。今日も中学生が刺された事件があった。子供が多い地域と何人もいない地域では状況が違う。柔軟に対応をしてほしい。	教育総務課 (教育部長)	この場ではお答えできませんので、ご意見につきましては受け止めさせていただきます。

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回答
	徒歩で通学する子供は2~3人しかいないのに、防犯の人が毎朝学校まで送迎している。危ないからやっている。周囲に何もないところを子供が歩いていくので、親は心配だと思う。実際に歩いてみて欲しい。通学路にはヤードもあり危険である。現状を見て臨機応変に対応してほしい。	教育総務課 (教育部長)	安心安全の観点から検討してまいります。
2-3		教育総務課 (市長)	個別に対応できるかどうか検討しなおすよう指示します。
	北河原小学校が廃校になる前に何回も 教育委員会と話し合いを重ねた。教育委 員会の「児童の安心安全を第一に考え る」という言葉を信じている。低学年の 通学手段について、この意見を地区の意 見として市から教育委員会に持ち上げて いただき、検討結果の報告をいただきた い。	教育総務課 (教育部長)	子供の人数や安心安全を踏まえ、一旦持ち帰り検討させていただきます。結果については、いつまでとは言えませんのでご了承ください。
2-4		【後日回答】 教育総務課	スクールバスにつきましては、「地域から学校がなくなった児童で、徒歩での通学距離が概ね2キロメートル以上である児童」を対象としております。ご意見のあった立野地区周辺につきましては、南河原小学校まで2キロメートル未満であることから、この基準を満たしておらず、バスに乗車することはできません。市内には、徒歩通学の距離が2キロメートルを超える児童が多数いるところであり、公平性やスクールバスの継続性の観点から、ご理解賜りますようお願いいたします。 徒歩通学の安全面につきましては、これまで車道と歩道を区分するラバーポールの設置や歩道へのはみ出した樹木等の伐採などを実施してまいりましたが、引き続き通学路の安全点検に努めるとともに、児童に対して通学指導を実施してまいります。

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回答
3	【常盤通佐間線について】 グリーンアリーナから南河原を通って 北河原まで道路がきている。どのような 活用をするのか。何のためにこの道路を 作っているのか知りたい。	道路治水課 (総合政策部長)	常盤通佐間線という県の道路であります。行田だけというよりは県域全体を見通した 県の道路でございます。
		道路治水課	行田市を南北に横切る大きな都市計画道路です。物流や人が便利に使える道路となる 予定です。着手からかなりの時間を要しておりますが、埼玉県の工事も進捗に加速がつ
		(副市長)	いたところですので、完成は10年後くらいの話になりますが、進捗を見守っていただければと思います。また、折々に市からもお知らせしていきたいと思います。
		道路治水課	昭和25年に常盤通佐間線の話が出て、それから全く進展がありませんでした。昨年、 大野知事とも話をして、ようやく埼玉県に予算化され動き出しました。忍川の上を通す
		(市 長)	大きな橋になる予定です。埼玉県に早く完成できるよう働きかけていきます。
	【防災マップについて】 酒巻エリアは「水害危険区域」となっ	危機管理課	現状の防災マップは新堤防を考慮したものになっておりますため、作り直すことは予 定しておりません。
	ており、家屋も新築できない非常に危険	(総合政策部長)	
	な地域とされている。 現在、堤防の拡幅が進んでおり、新規格になった堤防を考慮しての防災マップを作り直す考えはあるか。	危機管理課	堤防が強化されたとしても、浸水区域は変わることはございません。分譲住宅や長屋 住宅など新たな建物は建てられないことになっておりますが、既存住宅の建て替えや分
4		(副市長)	家住宅は建てられることになっております。
4	現在の防災マップは堤防決壊時の浸水の深さを5メートルとみている。国交省か		
	らは越水を見越した堤防拡幅であると聞	危機管理課	ハザードマップは、堤防を強化しているのに変わらないのか、何度も確認しました
	いている。決壊しない堤防を作るのだか		が、変更されないとのことでした。決壊を想定して作成することになっており、変わら
	ら、浸水の深さが多少なりとも変わるの	(副市長)	ないとのことです。
	ではないか。越水と決壊は大きな差があ		
	ると思うが、その辺はどうお考えか。		

No.	意見・要望等	所管課	回 答
INO.	思兄・女 <u>業</u> 寺	(発言者)	
	【道路の補修要望について】 石川商店を北に入った道路がひび割れており、アスファルトの塊が田んぼに落ちるため、市役所に行って補修を要望した。6~8年前にも一度申請していたのだが、何の音沙汰もない。何年したら連絡があるのか。やってもらえるのか。	道路治水課(副市長)	道路要望等については、事業評価をAからDランクまで行い、Aランクから順に地域のバランスを考えながら工事をしておりましたが、結果をお返しすることがございませんでした。この度、自治会回覧でもお願いいたしましたが、7月1日からやり方を変更し、要望等は書面でお出しいただき、評価の結果について回答することにいたしました。これまでいただきましたご要望については、新しい評価基準に基づいた再評価の結果を各地区ごとにまとめて、地区連合会長に報告させていただく予定で、現在準備を進めております。 今回のご要望につきましては、もう一度、現地を確認し後日担当課より回答いたします。また、地区連合会長にはこの件も含めて回答させていただきます。
5-1		【後日回答】 道路治水課	生活道路の整備につきましては、「行田市生活道路等事業評価制度」に基づき、通学路の有無や道路通行時の危険性など、現場状況、整備による事業効果・効率に基づき評価を行い、A、B、C、Dの4つのランクに分けAランク箇所から実施しております。令和3年12月末現在、市内全域の道路改良工事の要望評価はAランク10件、Bランク88件の合計98件で、公益性及び地域バランス等を考慮し、毎年工事箇所を決定しております。 ご要望いただいた市道第1.2-1号線の道路改良工事につきましては、Bランクの評価となっております。 引き続き、事業評価に基づき順次整備を進めてまいりますので、ご理解願います。
5-2	申請に対する回答はどのくらいの期間がかかるのか。	道路治水課(市長)	なるべく早く回答したいと考えています。7月1日からの新しい取り組みですので、この場でどのくらいの期間か申し上げられませんが、なるべく早い時期に回答できるよう取り組んでまいりたいと思っております。 今回大きく変わった点は、書面でお出しいただくことと、自治会長からご提出いただき、地区連合会長に承認をいただくプロセスがございまして、回答も地区連合会長にいたします。 なお、緊急性のあるものにつきましては、これまで通り、道路治水課に直接ご連絡いただければ、現場を確認のうえ早急に対応させていただきたいと思います。

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回答
6	【テニスコート使用料のシニア割引について】 毎週、市の施設のテニスコートを利用している。行田市は利用料が近隣と比べて少し高い。深谷市は65歳以上がシニア割引で半額になる。施設利用料の見直しをして、シニア割引をしてほしい。深谷市は安いので、平日シニアで賑わっているが、行田はガラガラである。割引をしても利用率が上がれば維持できるのではないか。	生涯学習スポーツ課	近隣の状況なども研究させていただきまして、どのような形で便利に利用していただけるか検討してまいります。
7	【北河原地区の今後について】 生まれた時からこの地区に住んでいる。50年経ち子供が少なくなり小学校も閉校した。自治会も高齢化が進んでおり実働できる人がいない。市街化調整区域のため新しい家が建たず人が増えない。今後、空き家・空き地・ヤードが増えたりなど、この先、この地域はどんなふうになっていくのか。同じことをしていれば先細りになっていくが、今後の展望はどう考えているのか。	企画政策課(市長)	本市は人口減少が著しく、出生率も低下しておりますが、将来的には変わってくるかもしれないと思っています。 ドローンやインターネットの時代が進み、もっと自由に住める、ドローンが利根川の上を行き来できる交通インフラの中心になっていくのではないかと考えます。現状は病院も遠いしバスも1時間に1本もないような住みにくい場所になっていますが、土地があるのでいかに土地を生かしていくか徹底してやるべきだと思っています。空き家も土地もあるので、やり方によってはある程度の賑やかさを出せるのではないでしょうか。小学校の跡地も活用方法によっては、ひとつの拠点になると思いますし、地域と一緒に今後考えていけば、方法はある程度見えてくるのではないかと思います。 現状としては人口減少はある程度やむを得ないと思っています。本当に子供たちが元気でいられる場所を作っていくべきだし、のどかなところがあってもいいと思います。

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回答
8-1	【単身の高齢者に対するサービスについて】 現在民生委員をやっており、市は大変手厚く高齢者のサービスを行っていることがわかり、感謝している。単身の高齢者の悩み事として、病気になったらどうやって連絡をすればよいか心配していると聞く。市のホットラインがあるが、固定電話を使っていない人もおり、ホットラインが使えない。携帯電話でもホットラインのような仕組みができないか考えてほしい。孤独死も増えている。	高齢者福祉課(副市長)	高齢者の見守りは重要な課題でございまして、携帯電話が使える仕組みを新たに考えているところでございます。現在、乳酸飲料の配達サービスと、1人暮らしの方の見守りと栄養面のための配食サービス、緊急通報システムの3つのメニューを講じておりますが、今後もさらに充実させるべく検討してまいります。
	乳酸飲料の配達サービスについては、	高齢者福祉課(副市長)	サービスを重複していた方については重複を解消しております。緊急通報システムを ご利用の方や市内にご家族がいる方については今年度より乳酸飲料の配達サービスの対 象から外れております。 詳細を確認し、後日担当課からご連絡いたします。
8-2	今年から年齢制限があると思う。 今年に入ってからサービスの対象から 外れた方が地域にいる。	【後日回答】 高齢者福祉課	乳酸飲料等配達サービスについては、本市が実施する他の安否確認・見守りサービス (緊急通報システム事業及び配食サービス事業)や介護保険サービス等との重複利用を 整理し、真にサービスを必要とする方にサービスを提供するため、令和4年度から年齢要 件を75歳以上とするなどの対象要件の見直しを行いました。 お問い合わせをいただいた方は、要件を満たしていないことから、本サービスの対象 外となります。